

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定によって、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成二十六年五月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 試験の日時及び場所

区分	日 時	場 所
学科試験	平成二十六年八月二二日（金） 午前一〇時から午前一時三〇分まで	広島市中区基町一〇番三号 広島県庁自治会館二階二〇一会議室
実地試験	平成二十六年八月二二日（金） 午後一時から午後五時まで	

二 試験科目

1 学科試験

- (一) 衛生法規に関する知識
- (二) 公衆衛生に関する知識
- (三) 洗たく物の処理に関する知識

2 実地試験

- (一) 洗たく物の処理に関する知識（繊維の鑑別）
 - (二) 洗たく物の処理に関する技能（ワイシャツのアイロン仕上げ〔袖口は本廻し〕）
- 三 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律〔昭和三十年法律第五十四号〕附則第五項の規定によって学校教育法第五十七条に規定する者とみなされる者を含む。）

四 受験手続

1 受験願書の受付期間

平成二十六年七月一日（火）から平成二十六年七月十八日（金）まで。（受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで。）ただし、土曜日及び日曜日を除く。
郵送の場合は、平成二十六年七月十八日（金）までの消印があるものに限って受け付ける。

2 受験願書の提出先

受験願書は、次のいずれかの場所に提出すること。

- (一) 広島県健康福祉局食品生活衛生課（〒七三〇―八五一 広島市中区基町一〇番五二号）
- (二) 広島市保健所環境衛生課（〒七三〇―〇〇四三 広島市中区富士見町一一番二七号）
- (三) 呉市保健所生活衛生課（〒七三七―〇〇四一 呉市和庄一丁目二番一三号）

- (四) 竹原市市民健康課（〒七二五―〇〇二六 竹原市中央三丁目一四番一号 竹原市保健センター）
 - (五) 三原市生活環境課（〒七二三―八六〇一 三原市港町三丁目五番一号）
 - (六) 尾道市環境政策課（〒七二二―八五〇一 尾道市久保一丁目一五番一号）
 - (七) 福山市保健所総務課（〒七二〇―〇〇三二 福山市三吉町南二丁目一―番二二号）
 - (八) 府中市市民課（〒七二六―八六〇一 府中市府川町三一五番地）
 - (九) 三次市環境政策課（〒七二八―八五〇一 三次市十日市中二丁目八番一号）
 - (十) 庄原市保健医療課（〒七二七―八五〇一 庄原市中本町一丁目一〇番一号）
 - (十一) 大竹市社会健康課（〒七三九―〇六九二 大竹市小方一丁目一―番一号）
 - (十二) 東広島市環境対策課（〒七三九―八六〇一 東広島市西条栄町八番二九号）
 - (十三) 廿日市市環境政策課（〒七三八―八五〇一 廿日市市下平良一丁目一―番一号）
 - (十四) 安芸高田市保健医療課（〒七三一―〇五九二 安芸高田市吉田町吉田七九一―番地）
 - (十五) 江田島市環境課（〒七三七―二三九二 江田島市能美町中町四八五九―番地九）
 - (十六) 府中町環境課（〒七三五―八六八六 安芸郡府中町大通三丁目五番一号）
 - (十七) 海田町保健センター（〒七三六―〇〇六六 安芸郡海田町中店八番三三―号）
 - (十八) 熊野町生活環境課（〒七三一―四二九二 安芸郡熊野町中溝一丁目一―番一号）
 - (十九) 坂町環境防災課（〒七三一―四三九三 安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目一―番一号）
 - (二十) 安芸太田町住民生活課（〒七三一―三八一〇 山県郡安芸太田町大字戸河内七八四番地一）
 - (二十一) 北広島町保健課（〒七三一―一五九五 山県郡北広島町有田一二三四―番地）
 - (二十二) 大崎上島町保健衛生課（〒七二五―〇四〇一 豊田郡大崎上島町木江四九六八―番地）
 - (二十三) 世羅町環境整備課（〒七二二―一一九二 世羅郡世羅町大字西上原一二三―番地一）
 - (二十四) 神石高原町保健課（〒七二〇―一五二二 神石郡神石高原町小島一七〇一―番地）
- 3 提出書類
- (一) 受験願書
 - (二) 履歴書
 - (三) 写真（受験願書提出前六か月以内に撮影した正面、無帽、上半身像のもので、縦十・五センチメートル、横九センチメートル〔手札判〕のもの。裏面に氏名及び生年月日並びに撮影年月日を記入すること。）
 - (四) 受験資格を有することを証明する書類（卒業証明書又は卒業証書若しくは資格認定書の写し。ただし、写しを使用する場合は、前記2の場所に原本を持参し、提示すること。）
 - (五) 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（現在の氏名と前記四の証明書類の氏名とが異なる場合）

五 受験手数料

七千円

1 この手数料は、次のいずれかの方法により納めること。

なお、いずれの方法においても、納付された受験手数料は返還しない。

(一) 広島県収入証紙による納付（市町及び県庁の窓口を受験願書を提出する場合）
七千円に相当する額の広島県収入証紙を受験願書の所定欄に貼って納める。

広島県収入証紙には消印をしないこと。

(二) 郵便為替による納付（県庁の窓口を受験願書を提出する場合）
七千円分の郵便為替証書を受験願書に添えて納める。

(三) 納付書による納付（県庁の窓口を受験願書を提出する場合）
広島県が発行する納付書により納める。

この場合、払込証明書を受験願書の所定欄に貼って提出すること。

2 次の(一)及び(二)の要件を満たす者は、この受験手数料を全額免除するので、受験願書と必要な書類のほかに、次の(二)の手帳とその写し（発行者印のあるページと本人の氏名・現住所の記載のあるページの写し）を願書提出先へ持参すること（代理人の持参も可）。

(一) 広島県内に住所がある者

(二) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳を所持する者

六 受験票の交付

受験票は、試験日の一週間前までに直接本人に送付する。

七 携行品

受験票及び筆記用具

八 合格者の発表

平成二十六年九月十九日（金）午前十時に広島県庁前の掲示場に掲示して行うほか、広島県庁ホームページ上に合格者を掲載する。また、受験者には文書で通知する。

九 問合せ先

この試験についての問合せは、次のいずれかの場所に行うこと。

- 1 広島県健康福祉局食品生活衛生課（電話番号〔〇八二二〕五一三―三〇九七）
- 2 広島市保健所環境衛生課（電話番号〔〇八二二〕二四一―七四〇八）
- 3 呉市保健所生活衛生課（電話番号〔〇八二三〕二五―三五三六）
- 4 竹原市市民健康課（電話番号〔〇八四六〕二二―七一五七）
- 5 三原市生活環境課（電話番号〔〇八四八〕六七―六一七九）
- 6 尾道市環境政策課（電話番号〔〇八四八〕三八―九四三四）
- 7 福山市保健所総務課（電話番号〔〇八四四〕九二八―一六四）
- 8 府中市市民課（電話番号〔〇八四七〕四三―七二〇七）
- 9 三次市環境政策課（電話番号〔〇八二四〕六二―六一三六）
- 10 庄原市保健医療課（電話番号〔〇八二四〕七三―一一五五）

- 11 大竹市社会健康課（電話番号〔〇八二七〕五九―二一四〇）
- 12 東広島市環境対策課（電話番号〔〇八二〕四二〇―〇九二八）
- 13 廿日市市環境政策課（電話番号〔〇八二九〕三〇―九一三三）
- 14 安芸高田市保健医療課（電話番号〔〇八二六〕四二―五六三三）
- 15 江田島市環境課（電話番号〔〇八二三〕四〇―二七六八）
- 16 府中町環境課（電話番号〔〇八二〕二八六―三三四二）
- 17 海田町保健センター（電話番号〔〇八二〕八三三―四四一八）
- 18 熊野町生活環境課（電話番号〔〇八二〕八二〇―五六〇六）
- 19 坂町環境防災課（電話番号〔〇八二〕八二〇―一五〇六）
- 20 安芸太田町住民生活課（電話番号〔〇八二六〕二八―二二一六）
- 21 北広島町保健課（電話番号〔〇五〇〕五八一―一八五三）
- 22 大崎上島町保健衛生課（電話番号〔〇八四六〕六二―〇三〇三）
- 23 世羅町環境整備課（電話番号〔〇八四七〕二二―四五―一三）
- 24 神石高原町保健課（電話番号〔〇八四七〕八九―三三六六）

十 その他

受験願書の請求は、前記四２の場所に行うこと。郵便で請求する場合は、封筒の表に「クリーニング師試験」と朱書きし、八十二円分の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒を同封すること。また、広島県庁ホームページからもダウンロードすることができる。